

部・課 長

市 長

平成26年度予算編成方針（示達）

本市は、少子高齢化の人口減少時代にあってもなお人口増加を続け、42万市民が暮らす都市になろうと成長しています。このことは、市民一人ひとりが、生き活きと暮らすことができる都市を創造してきたからこそであり、これからも、市民の命と健康、財産を守るために、「郷土愛あふれる藤沢」の実現に向けた取り組みを進める必要があります。

取り組みを進めるうえでは、本市の財政状況を十分認識する必要があります。本市の財政状況については、限られた財源の中でも、真に市民が必要としているサービスや事業について、緊急性や優先性を判断しながら着実に進めており、また、全職員の創意工夫による効率的執行により、健全財政を堅持しています。しかしながら、今後の財政運営の見通しについては、自主財源の柱である市税収入の大幅な増を見込むことは難しく、なお、厳しい財政運営を余儀なくされる状況であります。本市が直面する課題に的確に対処していくためには、今までの施策をはじめとして、各歳出分野における事務及び事業について、その内容及び性質に応じ、必要性、効率性等の観点から見直しを行うとともに、事業の実効性を高める取り組みを進める必要があります。

「郷土愛あふれる藤沢」の創造のため、本日から本格的な予算編成作業に取りかかるものとし、ついては、平成26年度予算編成方針を次のとおり定めますので、各部においては、厳しい財政状況を十分認識した上で、この編成方針に基づいた予算編成事務にあたるようここに示達します。

I 日本経済の状況と国の動向

◆ 景気は着実に持ち直しており、自立的回復に向けた動きも

8月の月例経済報告によれば、景気は着実に持ち直しており、自立的回復に向けた動きもみられると基調判断されており、先行きについては、輸出が持ち直し、各種政策の効果が発現する中で、企業収益の改善が家計所得や投資の増加につながり、景気回復へ向かうことが期待されるが、一方では、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっており、予断を許さない状況であるとしています。

◆ 「三本の矢」により、早期にデフレを脱却し、強い経済を実現していく

国は、強い経済の再生なくして、財政の再建はないとの基本認識に立って、「三本の矢」により、早期にデフレを脱却し、強い経済を実現していくとしています。相互に補強しあう「三本の矢」を一体化することで生まれる推進力により、民需主導の持続的成長を実現し、今後10年間（2013年度から2022年度）の平均で、名目国内総生産（名目GDP）成長率3%程度、実質国内総生産（実質GDP）成長率2%程度の成長を目指しています。

8月8日に閣議了解された「中期財政計画」では、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化しています。こうしたなか、地方財政についても、地方財政の安定的な運営の観点を踏まえ、国の歳出の取り組みと基調を合わせ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額については、平成26年度および27年度において、平成25年度地方財政計画と同水準を確保するとされています。

しかし、これらは国庫補助負担金の整理合理化や、地方公務員給与削減措置等に基づいた平成25年度地方財政計画を前提としていることから、これらの前提条件に関する国の動向を、今後とも注視していく必要があります。

II 本市の財政状況と今後の財政見通し

1 本市の財政状況

◆ 平成24年度決算見込みでは、引き続き単年度収支が黒字に

平成24年度決算では、平成23年度に続き単年度収支が約10億円の黒字となります。歳入では、法人市民税が企業進出等により、前年比+38.3%の増となったことや、個人市民税が+4.9%となったことなど、市税の増収が主な要因であり、また、歳出においては、全庁的な経費節減対策によるものであると分析しています。

平成25年度の財政運営においては、緊急的に年度内の執行が必要な事業や、光熱水費等の公共料金値上げ等の影響など、年度途中の増額補正も見込まれることから、平成24年度で生じた剰余金については、平成25年度における補正予算の財源等として活用せざるを得ない状況にあります。

また、これまで本市の予算編成における財源不足対策として活用を図ってきた臨時財政対策債については、その発行可能額が大幅に減少し、普通交付税も不交付となるなど、平成25年度は厳しい財政運営を余儀なくされています。

更に、喫緊の課題である庁舎整備に向けた庁舎整備基金への積立てや、義務的経費である社会保障経費の増大など、今後の財政運営は楽観できる状況にはなく、再度、単年度収支が赤字に転じることも想定されます。このため、職員一人ひとりの創意工夫と努力によって、市民サービスの向上に努めるとともに、歳入に見合った歳出規模と、予算の適切かつ効率的な執行により、将来に渡り持続可能な財政構造を確立していく必要があります。

◆ 平成25年度は普通交付税不交付団体となったが、なお財政運営は厳しい局面に

本市は、平成23年度、24年度と2年続けて普通交付税交付団体となりましたが、平成25年度においては、財政力指数は交付団体を示す1未満であるものの、国の交付税予算総額に合わせるための調整率を乗じた結果、不交付団体となることが決定しました。このことは、標準的な財政運営を行う上での一般財源所要額に不足をきたしているものの、普通交付税が交付されないということであり、また、前述のとおり財源不足に対する措置として発行が認められてきた臨時財政対策債についても、その発行可能額について、当初予算で見込んだ20億円から約1億2千万円に大幅に減額となっており、厳しい財政運営とならざるを得ません。

【本市の普通交付税・臨時財政対策債発行可能額等の推移】

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
普通交付税額	-	-	286,407千円	352,474千円	-
財政力指数(単年度)	1.146	1.020	0.995	0.994	0.999
臨時財政対策債発行可能額	4,359,243千円	4,369,335千円	2,562,473千円	1,899,138千円	115,695千円
全国不交付団体数(市町村)	151	74	58	47	48

・普通交付税：国が定めた人口10万人規模の都市を想定した標準的な地方行政の実施経費を基準に、各地方公共団体の人口・面積等と補正係数により算定した「基準財政需要額」と標準的な税収入見込額に基づく「基準財政収入額」との差引による財源不足額について、国税5税の一定割合を財源に交付されるもの。

◆ 平成26年度予算は概算要求額ベースで150億円、概算要求査定ベースでも83億円の財源不足であり、本要求では厳しい精査が必要

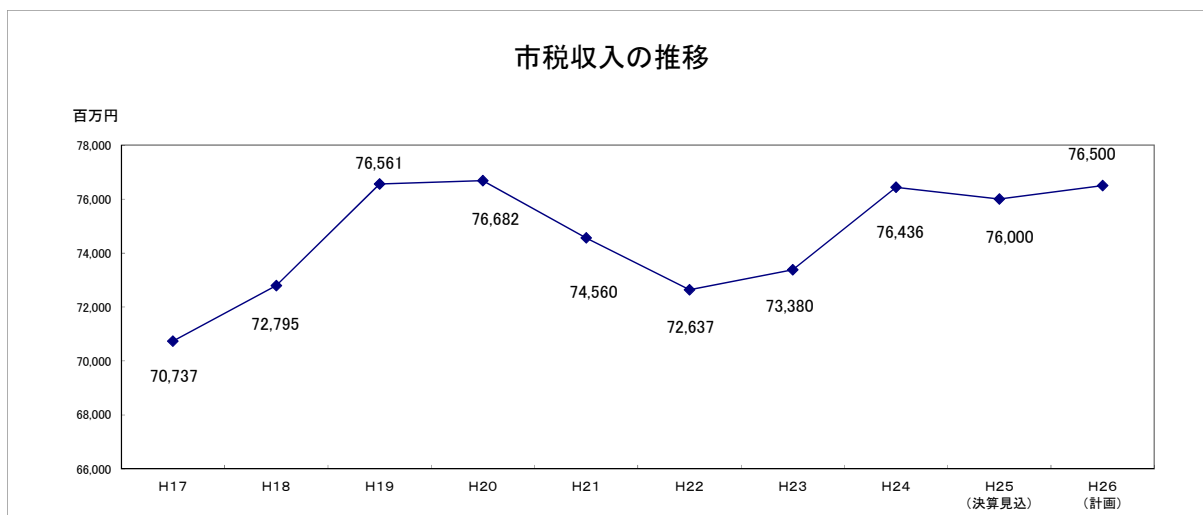
平成26年度概算要求では、歳出のうち、義務的経費である扶助費の増加が大きく、生活保護費や障がい者施策などで大きな増加が見込まれます。また、児童福祉費では、待機児童対策として保育所の定員拡大を図ることにより法人立保育所運営費等助成事業費、児童保育委託費の増加が見込まれ、扶助費全体で前年度比2.6%、約7億円の増加となっています。要求額ベースでの歳入総額と歳出総額での差引では、150億円の歳出超過（財源不足）となっており、税収増を見込んでもなお、概算要求査定ベースで83億円の財源不足であるため、本予算要求に対しては、厳しい精査が必要となります。

2 今後の財政見通し（中長期見通し）

◆ 平成26年度市税収入は765億円を見込む

平成25年度の市税収入は、法人の企業収益の改善により、市内一部製造業等で大幅な法人市民税の増を見込んでいます。このことから、平成25年度の市税収入は、当初予算744億円に対して、16億円の増の760億円を見込んでいます。

平成26年度の市税収入は、25年度当初予算と比較し、法人市民税については、予定納税精算の影響から減額の要素があるものの15億円の増、個人市民税が3億円、固定資産税が2.6億円の増を見込む一方、市たばこ税については、1.2億円の減を見込んでおり、全体では平成25年度当初予算額を約20億円上回る765億円を見込んでいます。



国内景気は回復の兆しもあり、法人市民税については増額も見込めるものの、直ちに個人所得の大幅な増加はないと推測しています。また、固定資産税・都市計画税（家屋分）の評価替による減収が3年おきに15億円程度想定されるなど、中長期的に市税収入は横ばい傾向が続くと見込んでいます。このため、市税の増収が期待できる施策の創出、実行に取り組むとともに、これまで以上に徴収対策強化の必要があります。

◆ 公共施設の老朽化対策と新たな都市基盤整備が中長期的に財政を圧迫

喫緊の課題として、本館、東館の耐震性の問題により、分散配置を余儀なくされている本庁舎機能の再整備がありますが、市民会館や市民センターなど、その他の公共施設についても老朽化が著しく進んでおり、全国的にも課題となっている、下水道や橋りょう等の社会基盤インフラの老朽化についても同様で、今後莫大な再整備コストが必要となります。

更に、42万市民が暮らす都市の都心部にふさわしいまちとして、都市機能が集積する駅周辺街区の形成など、藤沢駅周辺地区の再整備を進めるとともに、新産業の森地区への産業集積を進めるなど、都市拠点・産業拠点の機能強化や相鉄いずみ野線延伸や村岡新駅など交通ネットワーク整備にも取り組んでいく必要があります。

今後「公共施設再整備方針」等を策定していく予定であることから、施設の老朽化等への対応については、この方針に基づき取り組んでいくこととなりますが、公共施設の老朽化対策と新たな都市基盤整備による財政需要の増大は避けられず、今後、市税等の財政収入と財政需要の見込みは大きく乖離することが想定されることから、中長期的にも厳しい財政運営が続くことが見込まれます。

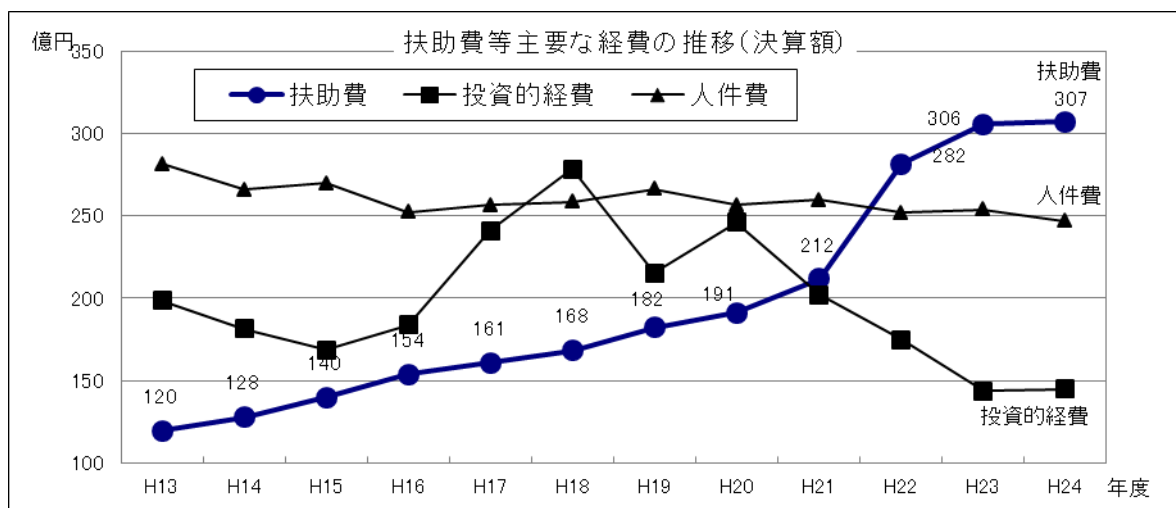
◆ 増え続ける扶助費と国の「社会保障・税一体改革」の動向

下のグラフにもあるように、人件費については横ばい、微減、投資的経費については、減少傾向にあるなかで、生活保護、児童福祉、障がい者福祉などの扶助費の増加傾向は顕著であり、平成13年度の120億円と比較すると、平成24年度では307億円と急増しています。

平成24年度は前年度からほぼ横ばいとなっていますが、実際には子ども手当、児

童手当分で約12億円が減額されていることから、実質的には大幅な増額であることに留意する必要があります。

歳出全体に占める割合も、平成20年度15.8%であったものが、24年度では24.6%を占めるまでになっており、10%近い増となっています。これに伴う一般財源の負担も大きく、財政圧迫の大きな要因となっています。市単独や単独上乘せなどの見直しは行っているものの、社会保障制度の大半が国県制度であり、市の裁量で行える見直し余地が少ないことから、経費節減が難しい状況にあります。



社会保障・税一体改革に関連する法案が昨年8月10日に成立し、消費税率が平成26年4月から8%、27年10月に10%に引き上げられる予定となっており、来年4月からの8%への引き上げは、今秋決定されます。

これに合わせ、地方消費税※の税率も現行1%（消費税率換算）が1.7%、2.2%と段階的に引き上げられることとなります。本市としては、増大する扶助費の財源として税収が安定している地方消費税の拡充は不可欠ではありますが、消費増税は家計や企業の負担増に直接繋がるため、市民生活や市内中小企業への影響について注意を払っていく必要があるものと考えています。

社会保障制度改革国民会議は、8月6日に報告書を提出し、少子化対策、医療・介護、年金の社会保障4分野の改革について方向性を示しましたが、個々の具体的内容までは触れておらず、今後も地方の扶助費の負担について十分な配慮がなされるかどうか、改革の中味を注視していく必要があります。

※現行の市町村に対する地方消費税交付金は、県における地方消費税収入の2分の1に相当する額を市町村の人口及び従業者数で按分して算出。平成24年度における本市の地方消費税交付金額は36億2千万円。

III 予算編成の基本方針

平成26年度予算は、財政状況が厳しい中であっても、(仮称)新たな市政運営の総合的な指針に掲げるめざす都市像とその実現に向けた8つの基本目標、分野別重点課題、重点施策の実現に向けたはじめての予算であることから、以下の基本方針により編成することとします。

1 行財政改革の着実な推進

現在、取り組みを進めている新・行財政改革では、職員のコスト意識の徹底を図る改革として、健全財政の維持こそが市の将来に繋がる源であるとの認識の下、全ての事業について、市が行うべきなのか、市民ニーズと合致しているか等の視点により再検証し、事務事業評価シートを活用して事業の特性を把握し、見直し・改善を図ることとしています。

前述の「本市の財政状況と今後の財政見通し」で指摘したとおり、今後、財政状況が厳しくなっていくことは明らかです。よって、全職員が一丸となり行財政改革についての共通の理解と認識を持った上で、行政システムの簡素化と事業の効率化を進め、市民サービスの質的向上を図りながら、今後とも財政規律※を堅持していくことが予算編成の基本となります。

※財政規律 地方自治体の財政を秩序正しく運営するための規律のこと。明文化されたルールはなく、歳出と歳入のバランスが保たれている状態（プライマリーバランスが黒字）を正しいとする規律である。例えば、市債の満期償還に充てる財源を計画的に積み立てることなどが規律ある財政運営とされる。反対に、市債の満期償還のため、償還のための市債を新たに発行することなどは、規律のない放漫な財政運営となる。

2 （仮称）新たな市政運営の総合的な指針の実現に向けた事業の重点化

現在、（仮称）新たな市政運営の総合的な指針を策定中ですが、その二次案で示された、めざす都市像「郷土愛あふれる藤沢 ～松風に人の和うるわし 湘南の元気都市～」と、都市像の実現に向けた8つの基本目標について、十分に理解した上で要求することとします。また、今後整理されていく、分野別重点課題（候補）、重点施策（候補）についても、どの課題、施策に該当する事業なのかを意識した要求とすること。

なお、平成26年度からの3年度で取り組む、重点施策に対応する重点事業については、予算編成作業と並行して指定作業を進め、平成26年度予算の示達に合わせて指定します。

めざす都市像「郷土愛あふれる藤沢 ～松風に人の和うるわし 湘南の元気都市～」

8つの基本目標			
1	安全な暮らしを守る	5	健康で安心な暮らしを支える
2	文化・スポーツを盛んにする	6	地域経済を循環させる
3	豊かな環境を創る	7	都市基盤を充実する
4	子どもたちを守り育む	8	市民自治・地域づくりを進める

3 すべての事業を検証し、優先順位付けにより平成26年度実施事業を精査

財政運営の厳しさが加速する中であって、多様化する市民ニーズや都市の課題を的確に把握し、新たな施策を展開していくための「財源確保」は重要な課題ですが、財源確保は、画一的・一律的な削減方法では限界があることから、事業の成果や優先順位を検証し、必要度や効果の低い事業は廃止するなどの見直しにより、財源を捻出し、平成26年度実施事業の財源とします。

4 歳入確保の取組と新たな財源の確保

財源不足に対する措置として、売却可能資産の洗い直しや、資産の有効活用のほか、新たな国・県補助金の獲得により、市単独事業に対する特定財源の確保を進めるなど、あらゆる財源確保対策に取り組むこととします。

平成23年度から都道府県を対象に始まった「地域自主戦略交付金」いわゆる一括交付金は、政権交代後、再び各省庁所管の補助金制度となっています。

国県支出金については、これまでどおり、情報収集を行い予算への反映に努めることとします。なお、新たに収集した情報は関係職場で共有し、活用していく必要がありますので、適宜財政課へ報告してください。

市税及び税外未収債権については、平成24年度決算の全会計で約68億円に達しており、未収債権の回収と新たな未収債権を発生させない取組を継続するものですが、債務者の個々の事情に配慮したうえで、税、料、負担金等、各債権ごとに、未収債権抑制目標や回収目標を設定し、予算に反映することとします。

5 国・県等の動向の適確な把握と予算への迅速な反映

◆ 県の緊急財政対策への適切な対応

県では、平成24年10月にとりまとめた「神奈川県緊急財政対策」の取り組みを進め、今年度はロードマップに従い15事業の市町村補助金、県の予算総額で約9億2,000万円について、平成26年度から一括交付金化する検討を行っています。

首長と知事との意見交換において、交付金化後も総額確保することを強く要請し、県からも一定の理解を得ているものの、県はロードマップで「継続」とされた補助金や「平成27年度以降に見直し」とされている補助金についても、見直しの可能性について検証するとしており、今後も情報収集や基礎自治体としての意見をしっかりと述べていくことが重要です。

◆ 国・県予算の適切な反映と市単独上乗せ事業の必要性、有効性の検討を

国・県の平成26年度予算編成状況を適宜把握し、予算への迅速な反映を図るとともに、本市が独自に国・県補助事業に上乗せして実施している事業について、改めてその必要性、有効性を十分検討することとします。

なお、国県補助金等が減額・廃止される場合は、事業自体の縮小・廃止を原則とします。

◆ 分権型社会の実現に向けた権限移譲への対応

住民に最も身近な基礎自治体が自主的、主体的に行政活動を担うべきであるという考え方から地域主権戦略大綱に基づく権限移譲が進められています。第1次・第2次一括法の経過措置期間は終了しましたが、第3次一括法に関連した必要経費については、平成26年度予算に適切に見込む必要があります。

また、神奈川県からの事務の移譲については、市民サービスの向上に寄与する事務を積極的に実施し、市の権限強化を図ることを基本とする中で、広域行政の視点での検討も踏まえながら、移譲スケジュールと必要経費を適正に見込むこととします。

なお、権限移譲による負担増については、必ず国による財源措置と県の市町村自治基盤強化総合補助金、市町村移譲事務交付金について確認し、歳入予算に反映することとします。

IV 予算編成手法

1 経常的経費（1次経費）の要求について

（1）要求基準枠内で要求

経常的経費については、概算要求ヒアリングを踏まえ、要求基準枠及び仮査定額を示したので、本予算要求に当たっては、経費の必要性・重要性等を十分検討し、要求基準枠内で要求することとします。

（2）部総務課は要求基準枠の予算調整を実施

部総務課は、部内から提出された経常的経費について、要求基準枠に対する各課との予算調整を行った上で、予算案を財政課へ提出することとします。

その後、事業主管課及び部総務課に対し財政課がヒアリングを行い、概算要求との相違・変更部分、要求基準枠超過分等に対して財政課査定を行います。特別な要因により一般財源ベースでの部別要求総額が要求基準枠を超過している場合にあっては、財政課によるヒアリングの際に、増額となった事業（項目）の内容、予算化の優先順位及び財源捻出策について、別途提出を求めることとします。

2 政策的経費（2次経費）の要求について

（1）（仮称）新たな市政運営の総合的な指針で指定された重点事業の要求

（仮称）新たな市政運営の総合的な指針において、平成26年度からの3年度で取り組む、重点施策に対応する重点事業については、予算編成作業と並行して別途指定される予定です。重点事業の候補とされた事業については、平成26年度予算で必要な経費を要求するとともに、平成27年度、平成28年度に必要となる事業費、財源内訳、事業完了年次、総事業費についても、その予定額を、別途指定する

書式で、時期を改めて財政課に提出することとします。

(2) その他の政策的経費事業の要求

その他の政策的経費については、概算要求ヒアリングをもとに提示した仮査定額を考慮するとともに、基本方針の項目3（7ページ）の内容を踏まえ、必要性や有効性の観点から検証し、事業見直しを行った上で予算要求することとします。

(3) すべての事業の優先順位付けを実施、前年予算を超過する場合は財源捻出を

すべての事業について、必要性・有効性・緊急性等の総合的観点から、部単位の優先順位付けを行うとともに、一般財源ベースでの部別要求総額が前年度予算額を超過する場合は、超過額に相当する施策・事業の廃止・縮小等による財源捻出策を付して予算要求することとします。

部総務課は、部単位の優先順位付け及び財源捻出策についての調整を行った上で、予算案を財政課へ提出することとします。

3 地区別まちづくり実施計画事業の予算要求について

平成25年度までの計画期間である地区別まちづくり実施計画事業については、郷土づくり推進会議等からの意見反映により、これまでの取組の経過等から、集中的・重点的に取り組むことにより成果を上げていくべき事業、類似・関連する事業、今後の取組が困難な事業や先送りする事業など、一定の事業の絞り込みを行った上で、地域で優先する課題事業について予算要求することとします。

V. 予算要求にあたっての留意事項

【歳入に関すること】

1 税・料等の徴収対策の強化

- ・ 税料等収入確保対策本部会議において取り組む滞納対策を確実に実行するとともに、予算要求時に徴収目標と電話・訪問催告など、目標達成のための具体的方策を明らかにし、予算に反映すること。
- ・ 安易に不納欠損として処理することなく、時効中断等の手段を用い、継続して徴収催告が行えるよう努めること。
- ・ 市税等のコンビニエンスストア収納については、積極的な市民PRに努め、納税者の利便性向上に伴う税・料等の収納率向上を更に図ること。
- ・ 各種使用料、手数料などの公共料金を新規に設定する場合は、トータルコストを明確化するとともに、受益者負担の原則に基づき、市民等の負担の公平性確保とその適正化に努めること。

2 緊急的な財源確保対策の実施

(1) 売却可能資産の洗い直し及び資産の有効活用

- ・ 各課が管理する資産については、売却可能資産がないかどうか洗い直しを行い、

売却可能資産に係る売払収入の予算化を進めること。

- ・普通財産、青地、水路及び不要となった事業用地の処分を積極的に行うこと。

(2) 広告料収入など新たな財源の確保

- ・公共施設への広告掲載料やイベント事業への協賛金等の働きかけを継続して行い、複数年に亘る財源確保を図ること。
- ・市公共物及び刊行物等への広告料確保を積極的に展開すること。
- ・イベント等における適正な参加負担金など見直しを行うこと。
- ・その他既成の概念にとらわれない新たな収入の確保に努力すること。

3 広域連携事業に対する市町村自治基盤強化総合補助金の積極的な活用

個別の市町村支援に加え、県内市町村の広域連携の取組を支援するため、市町村自治基盤強化総合補助金が平成24年度から創設され、本市でもパスポートセンター関係費等の財源として活用しているところだが、引き続き広域的事業を中心に積極的な活用を図ること。

4 事業費財源としての起債は後年度負担を考えた慎重な対応を

市債は貴重な財源ではあるが、後年度の財政負担となるので、その投資効果について十分に検討し、慎重な対応に努めること。また、適債事業の範囲や充当率等は、事前に財政課と協議し、的確に見積もること。

【歳出に関すること】

1 新規事業等

- ・新規事業及び2千万円以上の増改築事業については、当該事業に関連する全体経費及び全体計画、後年度の財政負担額、維持管理費等に係る資料を予算要求書に添付して要求すること。
- ・新規事業を創設する場合は、既存事業の廃止又は新たな財源確保を必ず行うこと。
- ・計画策定のためのコンサルティング委託などについては、専門性を必要とする部分のみに限定し、職員が対応可能な部分については認めない。
- ・新規事業は、既存事業の予算に増額する分かりにくい事業費計上は行わず、原則として事業内容をわかりやすく表現した「新規事業名」を設定し要求すること。

2 補助金

- ・平成24年度の補助金の見直しにおいて、財政課とのヒアリングを経て見直し調査表で廃止、縮小、転換等と位置付けたものについては、その見直し内容や再構築内容でもって予算要求を行うこと。
- ・新規の補助金は原則認めないが、予算要求する場合は、既存の補助金を廃止し、財源の生み出しを行うこと。また、特定財源の廃止や縮小がある補助金については、これに伴い補助金を廃止又は縮小すること。

- ・団体に対する補助金については、見直し時において、当該団体の繰越金が補助金に比べ多いもの（繰越金÷補助金が30%以上）は廃止・縮小等の改善措置対象となっていることから、必ず財務書類等により繰越金を確認し、該当する場合は改善措置を講じた上で予算要求すること。

3 扶助費

- ・所得制限を設けていない扶助費等については、所得制限設定の可能性について検討を行うこと。
- ・扶助費については、現在の社会情勢に合った事業への再構築や社会的かつ時代的にも使命を終えたと判断される事業は廃止するなど、再度の見直しを必ず行った上で予算要求を行うこととし、大幅な伸びにより財政硬直化の大きな要因となっている扶助費の抑制を図ること。

4 委託料

- ・既存の委託料については、業務内容や必要性、委託効果を改めて検証すること。
- ・新規の委託料は、その必要性和委託効果等を明確に示した資料を添付して予算要求すること。
- ・指定管理者制度に移行した事業については、利用料収入等法人の歳入及び本予算編成方針に基づいた歳出削減額を勘案し、予算に反映させること。

5 人件費

- ・給与費は、給与内容を適正に見込んだ上で要求すること。
- ・一般財源が大部分を占め、重点施策の財源圧迫や財政硬直化の要因となる人件費については、増加を伴わないよう工夫し、特に時間外勤務等については、「総勤務時間縮減に向けての基本方針」に基づき引き続き抑制を図ること。
- ・国の緊急雇用創出事業については、平成25年度末で終了となるため、本事業の交付金を活用した事業は原則として終了すること。なお、継続の必要性があるものは、別途、財政課と協議すること。

6 国庫補助事業

- ・都市基盤整備事業については、全額一般財源対応での実施は原則認めないものとし、社会資本整備総合交付金などの特定財源の活用により対応すること。
- ・社会資本整備総合交付金は、政策目的を実現するために作成した整備計画に基づき、目標実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業を総合的・一体的に支援するものであり、基幹事業の他、その効果を高めるためのソフト事業においても活用できることから、各部が連携し創意工夫により様々な事業において交付金制度の活用を図ること。

7 公共工事（建築・土木等）

- ・ 予算要求は、原則として用地取得及び実施設計が完了しているものに限定する。
- ・ 積算にあたっては、設計の仕様を可能な限り見直すなど経費の縮減を図るとともに、複数の職員のチェック体制をとり、要求内容の誤り等の発生を防止すること。
- ・ 工事設計を行う課と予算要求を行う課が異なる場合は、相互に要求内容に誤りが無いことを確認し、予算要求すること。
- ・ 各部総務課においては、要求内容を精査し、全体計画を把握したうえで、課題・問題、関係部との調整漏れ等が無いことを確認すること。

8 用地・債務負担行為

- ・ 事業用地の取得は市による直買いを基本とするが、土地開発公社による先行取得は、市として正式に決定した事業計画が策定されており、事業化による買い取りの時期や財源等の明確なものに限定する。
- ・ 土地開発公社による先行取得については、その情報を議会に提供すること。
- ・ 土地の賃貸借については、将来的に市が買い取る必要が生じるか否かを検討し、必要最小限となるよう慎重に対応すること。
- ・ 整備事業などの新たな債務負担行為の設定を要する事業又は債務負担行為の変更を要する事業については、将来の財政負担や財政健全化法に基づく将来負担比率への影響を考慮する必要があるため、設定する限度額の基となる事業計画額の圧縮を図ること。また、将来の財政負担を伴う対外的な意思表示をする場合は、債務負担行為設定の検討が必要となるので、必ず事前に財政課と協議すること。

VI 特別会計、企業会計の予算編成

1 一般会計への依存を可能な限り圧縮

本予算編成方針の主旨を基本とし、会計設置の本来の原則に基づき、当該会計の経営効率の改善と自主財源の確保を図り、一般会計への依存を可能な限り圧縮するよう努めること。特に各保険料や下水道使用料、病院診療費等の収入未済については、負担公平の原則を崩すものであり、一般会計の財政負担にも大きく影響することから、滞納対策の数値目標を定め、その実現に向けた実行計画を作成し、徴収率の向上及び収入未済の縮減を図ること。

また、保有資産の有効活用等により、収支バランスの改善を図るとともに、経営状況に見合った財政計画及び実施計画を立てること。

2 区画整理事業について

保留地の早期整備と処分金収入の適正確保及び国庫補助金等の財源確保を図ることにより、一般会計への負担を極力縮減するとともに、事業の進捗状況を的確に把握し、施行期間内の完成を目指すこと。下水道、調整池整備等の関連事業についても、区画

整理事業と整合した事業計画により適正に執行すること。

VII 市出資団体の予算編成について

1 市の予算編成方針に準じた経費全体の節減

出資団体の予算編成に対しては、本予算編成方針に準じ、事業内容の見直し等による経費全体の節減を図るよう改めて強く指導すること。

特に、出資団体に委託している事業については、個々の事業内容の必要性を再度精査するとともに、積算単価や実施方法等の妥当性を検証し、予算に反映させること。

2 「(仮称)第二次出資団体改革基本方針」の趣旨に即した課題の解決

出資団体指導担当課は、現在策定中である「(仮称)第二次出資団体改革基本方針」の趣旨を踏まえ、各団体の経営分析・財務分析を通じて今後の経営課題の把握を行うとともに、市支出金の抑制等の課題解決に積極的に取り組むこと。

なお、新公益法人に移行を終えている出資団体と移行を目指している出資団体に対しては、市の委託事業、補助金等の支出が、公益目的事業比率や収支相償の原則等に影響を与えることから、その点について十分に留意すること。

※その他、予算編成の細部の取扱いについては、別途通知する「平成26年度予算編成事務要領」によるものとします。

以 上